

○ 関市自治基本条例の見直しについて

(1) 見直しの背景

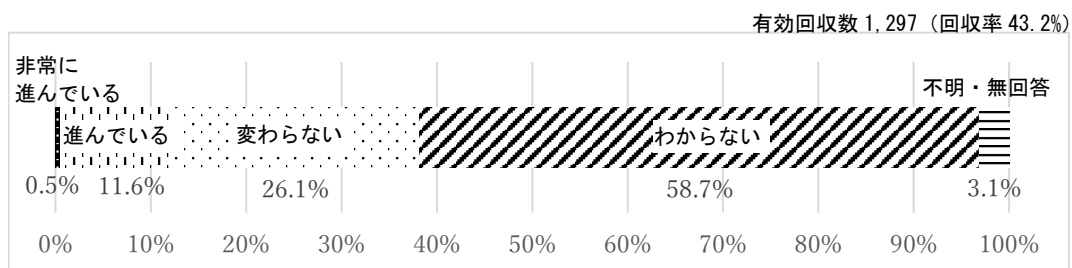
平成26年12月に関市自治基本条例（以下「条例」という。）が制定されてから8年を経過し、社会情勢が変化するなかで、時代に対応した自治・まちづくりの在り方や条例の実効性の観点から、条例の見直しを検討する必要がある。

◇主な社会情勢の変化

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の広まり
- ・ 新型コロナウイルスの流行
- ・ LGBT理解増進法の施行 など

◇令和4年度せきのまちづくり通信簿 結果報告書（抜粋）

問20 条例を制定してから8年が経ちましたが、この間、「協働によるまちづくり」「市民自治」が進んだと思いますか。



(2) 見直しの根拠

条例第30条の規定により、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）は、条例の見直しについて、市長の諮問に応じて調査及び審議をし、答申を行うほか、市長への提言を行うことができる。また、市長は、条例を見直す必要があるときは、審議会の意見を尊重しなければならない。

そのため、条例の内容について審議会が検証し、その結果を市長へ提言することで、条例の見直しの検討を進めていきたい。

（関市自治基本条例推進審議会）

第30条 市長は、この条例の運用及び進捗を管理するため、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用及び見直し並びに協働のまちづくりの推進に関することについて調査及び審議し、答申します。

- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、この条例の運用及び見直しについて市長に提言することができます。
- 4 市長は、この条例を見直す必要があるときは、審議会の意見を尊重します。
- 5～7 略

(3) 検証の方法

条例の検証は、逐条解説をベースとして、条項ごとに、時代に対応した自治・まちづくりの在り方や実効性の観点から内容に問題がないかを検証し、必要に応じて、解説の変更又は条文の改正について提言をまとめる。

(4) 検証資料の作成

検証資料の作成は、事務局が行う。なお、資料の作成に当たり、必要に応じて、審議会委員、市民又は学識経験者から意見を聴取する。

(5) 検証及び提言のスケジュール

- ① 令和5年8月31日 審議会
- ② 令和5年12月 審議会（中間報告・検証）
- ③ 令和6年3月 審議会（中間報告・検証）
- ④ 令和6年6月 審議会（最終報告・検証）
- ⑤ 令和6年8月 市長への提言